

令和4年 11月 日光市農業委員会総会議事録

日時 場所 令和4年11月21日 午後2時 日光市役所東庁舎第3・4会議室

出席農業委員 9名
1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江
6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増 湊 勝 9番 高橋久美子
11番 渡 邊 悦 子

欠席農業委員 5番 斎藤敏夫 10番 小 池 毅

出席推進委員 17名
12番 柏 木 武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富田順子
16番 福田正明 18番 村 上 隆 19番 酒 主 学 20番 星野由起夫
21番 西 卷 光 次 22番 福田浩一 24番 吉原浩之 26番 福田隆夫
27番 大島昭吾 28番 阿久津文枝 29番 大貫宣秀 30番 佐藤修一
31番 小倉政一

欠席推進委員 17番 神山守 23番 柴田洋一 25番 福田重勝

傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第26号 農地法第5条の規定による許可処分取消しについて
- 第4 報告第27号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第28号 農地法第18条(通知)について
- 第6 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第67号 日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について
- 第8 議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について
- 第9 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第10 議案第70号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第11 議案第71号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

河合誠一事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中9名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。また、推進委員につきましては20名中17名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田絹江議長

ただ今から、令和4年11月 日光市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程につきまして、河合事務局長に朗読させます。

河合誠一事務局長

(議事日程を朗読)

福田絹江議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思えます。7番神山隆治委員、8番増淵勝委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田絹江議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田絹江議長

日程第3、報告第26号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

報告第24号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消しについて」ご説明いたします。こちらは平成11年4月26日上農政第5—20188号により許可した案件です。取消事由につきましては、資金不足により倉庫を建築することができませんでした。今後も予定がないということで取消し願をするものです。以上です。

福田絹江議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは次に移ります。

福田絹江議長

日程第4、報告第27号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

報告第27号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は6件ございました。許可書につきましては5件交付いたしました。譲渡し人、譲受け人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和4年10月21日。なお、2番及び6番につきましては3,000㎡以上の案件ということで、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、2番の案件につきましては許可相当との意見をいただいております。6番につきましては保留となっております。保留となった理由については、後程ご説明申し上げます。許可日および指令番号につきましては、1番及び3番から5番が令和4年10月21日、日農委指令第5—23号から26号で許可書を発行しております。2番につきましては、令和4年10月28日、日農委指令第5—27号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田絹江議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(福田貴子主幹挙手)

福田貴子主幹 はい、福田主幹。
 ただ今説明がありました議案6番の保留になった理由についてご説明します。当案件につきましては、先月の総会で許可相当の審議をされたのち、栃木県農業会議の常設審議委員会において意見聴取のため審議をお願いしたところです。会議には私が出席しましたが、委員からの質問に対して当市の回答に不十分な点があったために持ち帰りとなりました。次回の常設審議委員会におきまして、再度審議をしていただくこととなっております。今回は万全の態勢で臨むようにしたいと思います。申し訳ございませんでした。

福田絹江議長 以上の理由で保留となったということです。よろしいでしょうか。
 (「はい。」との声あり)
 それでは次に移ります。

福田絹江議長 日程第5、報告第28号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 (鯉沼慶主査挙手)

鯉沼慶主査 はい、鯉沼主査お願いします。
 報告第28号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。
 総会資料は、4ページから7ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸し人、借り人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は7件で、申請番号1番が農地法第3条の解約、申請番号2番から6番が市農業公社扱いの利用権の解約、申請番号7番、8番が農地中間管理事業の賃貸借の解約となります。以上ご報告いたします。
 これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けします。
 (「なし。」との声あり)
 よろしいですか。
 (「はい。」との声あり)
 ないようですので次に移ります。

福田絹江会長 日程第6、議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。渡邊悦子副部長から全体の説明をお願いします。
 (渡邊悦子農業委員挙手)

渡邊悦子農業委員 はい渡邊委員。
 今月の議案の現地調査は11月17日に、意見要請活動部会が2班体制で行いました。今回の現地調査は部会長と福田重勝委員が欠席のため、鳥獣害対策部会長の増淵委員、また意見要請部会の吉原委員の協力をお願いいたしました。1班が西巻光次委員、福田隆夫委員、増淵勝委員、神山職務代理者、事務局から河合事務局長、川村主任が対応しました。2班は、私、渡邊、吉原浩之委員、星野由起夫委員、事務局から福田係長、永吉副主幹が対応しました。担当委員ですが、3条申請が2件、用途区分変更が1件、5条申請が11件、適格者証明願が1件、合計15件です。担当委員ですが、第3条の1番は私、渡邊、2番は、西巻委員、用途区分の変更は吉原委員、第5条申請の1番から6番は星野委員、7番は増淵委員、8番は神山職務代理者、9番は西巻委員、11番、12番は星野委員、適格者証明願は福田隆夫委員が担当しました。それぞれ担当委員がご報告いたしますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。なお、現地調査後の部会報告は増淵勝委員から報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊委員。

渡邊悦子農業委員

私は、議案第66号の1番を担当いたしました。本申請は日光市大沢町地内において売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は日光市大沢公民館から南へ960メートルに位置しております。案内図です。大沢交差点手前70メートルを右折し、530メートル進んだ左手に申請地があります。申請地は2筆あり、登記簿、現況ともに田です。今回の申請は譲受人の実家の農地を相続した甥との売買です。申請地は自宅周辺にあり、今までどおり水稻を作付けする予定です。利用権の設定はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増淵委員から報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増淵勝農業委員

今回、斎藤部会長が欠席のため、私が現地調査後の検討会の座長を務めさせていただきましたので私から報告させていただきます。売買による3条申請です。圃場はきれいに管理されていますので問題ないとの部会での統一見解です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

受け人は、自作でやるのですか。貸付けするのですか。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

申請時に受け人に確認したところ、受け人が耕作するということです。

福田絹江議長

よろしいでしょうか。他に質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

(西巻光次推進委員挙手)

はい、西巻委員。

西巻光次推進委員

私は、議案第66号の2番を担当いたしました。本申請は日光市豊田地内における親子間の贈与による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は日光市消防本部から北東160メートルに位置しております。案内図です。461号線の豊田交差点を南西へ730メートル進んだ左手に申請地があります。申請地は2筆あり、登記簿、現況ともに畑です。現地は刈り取った後できれいになっています。譲受人は所有農地を適切に管理し家族3人で水稻、ダイズを作付けしています。申請地は自宅周辺にあり、贈与後も今までどおり水稻、ダイズを作付けする予定です。利用権の設定はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増

淵委員から報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増淵勝農業委員

この案件は親子間の贈与です。写真をご覧のとおりダイズを作付けした後になります。なんら問題ないとの部会での統一見解です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

ほかに質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

福田絹江議長

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江会長

日程第7、議案第67号「日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(吉原浩之推進委員挙手)

はい、吉原委員。

吉原浩之推進委員

私は、議案第67号の1番を担当いたしました。本申請は日光市板橋地内におきまして、農業用駐車場を目的とした用途区分変更申請です。申出人、所有者、申出地等は資料のとおりです。申請地は、板橋トンネルの南1.2キロに位置します。案内図です。板橋トンネルから市道を南へ1.3キロほど進み、左折して50メートル進んだ左手に申出地があります。登記簿地目、現況ともに田です。写真は南東の位置から撮っています。周囲の状況ですが、東側が道路、西側が田、南側が水路、北側が田です。申出人はイチゴを34アール生産している専業農家です。今年の1月より申出地に近接したイチゴ農園を観光農園としても開放しました。観光農園開設に伴い、お客様の車両駐車スペースに困窮しているため、申出地を観光農園への来場者のための駐車場に利用したく申し出るものです。現地には行政書士と所有者の方が立ち会いました。土地利用計画図です。申出地に17台の駐車スペースと通路を設ける計画です。雨水・排水は場内砂利敷とし、敷地内浸透処理します。給排水はありません。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増淵勝農業委員

申出人は父の所有の農地を借りて、駐車場をつくる計画です。観光農園の駐車場が足りないということで何ら問題はなく許可相当との部会での統一見解です。ご審議の程お願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

北側の田と南側の道路との段差はあるのですか。

吉原浩之推進委員

北側の田とはほとんど同じ高さです。南側の道路からは20センチメートル位低くなっているため、スロープにして入るとのことです。

加藤英利農業委員

砂利は北側の田に流れないのですか。

吉原浩之推進委員

立会人（行政書士と所有者）との話では、流れないように施すとのこと。
（大島昭吾推進委員挙手）

福田絹江議長
大島昭吾推進委員
川村光代主任

はい、大島委員。
今後、4条申請が出されるのですか。
親子の貸借なので、用途区分が変更になれば、その後5条申請が出される予定です。
（福田浩一推進委員挙手。）

福田絹江議長
福田浩一推進委員
川村光代主任

はい、福田委員。
ここは土地改良を行った所ですが大丈夫なのですか。
はい、農振農用地になっています。そこを農業用施設に利用するというので、この申請を農林課で受け付けたそうです。

福田絹江議長

ほかにご質問等はございませんか。
（「なし。」との声あり）
ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原案のとおり『変更妥当』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（挙手全員）
挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『変更妥当』することに決しました。

福田絹江議長

日程第8、議案第68号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について」を議題とし事務局の説明を求めます。
（川村光代主任挙手）

川村光代主任

はい、川村主任。
議案第68号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について」ご説明いたします。当案件は、園芸用土採取を目的として令和3年11月26日付け、一時転用許可を受けた案件です。今回の変更申請の理由ですが、園芸用土採取に予定以上の期間がかかってしまい、許可期間内の埋め戻し及び農地への復元が困難となってしまったものでございます。今回工期計画を令和4年11月30日から令和5年11月30日まで1年間延長するものです。以上です。

福田絹江議長

ありがとうございます。質問等はございませんか。
（大貫宣秀推進委員挙手）

大貫宣秀推進委員
川村光代主任
福田絹江議長

はい、大貫委員。
現在の進捗状況をお聞きしたいと思います。
埋め戻しまでは行ってないとのこと。
他に質問等はございませんか。
（「なし。」との声あり）
ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（挙手全員）
挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第9、議案第69号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番から6番は関連がありますので一括して担当委員の報告を求めます。
（星野由起夫推進委員挙手）

星野由起夫推進委員

はい、星野委員。
私は、議案第69号の1番から6番を担当いたしました。一つの事業になりますので併せて説明させていただきます。本申請は日光市町谷地内におきまして、一時

転用により砂利採取を目的とした5条申請です。貸し人、借り人及び申請地等は資料のとおりです。申請地は日光市温泉保養センター「かたくりの湯」から北500メートルに位置します。案内図による説明です。針貝方面から関ノ沢大橋を渡り570メートル進んだ左手周辺に申請地があります。31筆ございます。登記簿地目、現況ともに田と畑です。周囲の状況は北側が道路と田、東側及び西側が田、南側が田と水路です。現地には貸し人が2名と借り人が立ち会いました。申請人の株式会社は埼玉県さいたま市に本店を置き、砂利・砂の採取及び碎石の生産、仕入れ並びに販売を主な業務とする、平成25年11月に設立された株式会社です。今回申請地を借り受け、砂利採取、表土置場及び搬出入路として利用する計画です。砂利の採取方法ですが、機械掘りで、掘削高は10メートル、保安距離は2メートルから5メートル、法面の角度は45度が確保されており、農地への復元については、栃木県陸砂利採取業協同組合の保証書が添付されております。なお、工事中の給排水はなく、雨水は敷地内浸透です。掘削期間は、本年12月末より翌年の6月、埋め戻しは、翌年の12月までの完了を予定しております。また、埋め戻し実績ですが、前々回地については埋め戻しが完了しており、前回地については80パーセント完了しております。通路の所の水路の上には鉄板を敷くとのこと。掘削の周囲には単管パイプを建てロープを3段張りめぐらす予定となっております。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告をお願いします。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚委員。

増渚勝農業委員

受け人は地元の事業者で実績があるということで何ら問題はなく許可相当との部会での統一見解です。ご審議の程お願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(大島一比古委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

以前、町谷のこの近くで申請を受けた案件とは関係はないのですか。

川村 光代 主任

以前の案件は目的が農地改良で施工業者も違いますので関係はないです。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村委員。

川村 耕一 農業委員

総面積はどのくらいですか。

河合 誠一 事務局長

1万1千947平方メートルです。

福田 絹江 議長

他にご質問等はございませんか。

(「なし」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番から6番については、原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番から6番は、原案のとおり『許可』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号7番について担当委員の説明を求めます。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚委員。

増渚勝農業委員

私は議案第69号の7番を担当いたしました。本申請は、譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は日光市倉ヶ崎地内におきまして、売買により一般住宅を目的とした5条申請です。位置図です。東武鉄道大桑駅から南西630メートルに位置します。案内図です。国道121号バイパスの倉ヶ崎交差点から日

光杉並木街道へ入り1.5キロメートル進み左折した所の右手に申請地があります。登記簿地目は畑、現況は原野です。周囲の状況は東側は県の杉並木の保護地及び北側が宅地、西側が道路、南側が道路です。土地利用計画図です。申請人は現在日光市日向の実家に妻と子2人と暮らしていますが、何かと手狭になり独立した住宅建築を計画しました。周辺に購入できる宅地はなく、不動産業者より紹介を得た当該地を一般住宅敷地として利用したく申請するものです。土地利用計画です。敷地内に建築面積61.72平方メートルの軽量鉄骨造の二階建て住宅と車両駐車スペース2台を設ける計画です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理します。農地との境には土留め及び植栽を新設し、土砂、雨水の流出を防ぎます。総事業費は融資で賄い、金融機関の融資見込証明書が添付されております。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えます。現地調査後の検討、協議の結果、許可することに問題はないとの見解ですのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号7番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号7番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号8番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆治農業委員挙手)

はい、神山委員。

神山隆治農業委員

私は、議案第69号の8番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は、日光市瀬川地内におきまして、20年間の賃貸借により貸店舗用敷地を目的として転用する案件です。申請地は日光市瀬川地内、東武鉄道下今市駅から北西190メートルに位置します。案内図による説明です。川原町交差点を東へ700メートル進んだ左手に申請地があります。登記簿地目は田、現況は畑です。周囲の状況は東側は青地及び宅地、西側が認定外道路、南側が市道、北側は認定外道路で、三角形の形状となっております。現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。申請人の有限会社は日光市瀬川に本店を置き、不動産の賃貸業及び管理業を主な業務とする平成18年1月に設立された資本金300万円の有限会社です。申請人は、自社物件や役員所有の不動産の活用を考えており、今般申請地を貸店舗敷地として転用する計画です。土地利用計画です。申請地は西側から緩やかな傾斜になっており、道路より低くなっています。そのため北側に土留めを設け、東側は法面をつくって市道の高さまで埋め立てをします。そして建築面積31.46平方メートルの貸店舗及び駐車スペースを設け、店舗内にトイレ、手洗い等を設ける計画です。市道側からの出入りを予定しています。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理します。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について増淵委員より報告を願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増淵勝農業委員

東側が青地で、境界から法面をつくって、青地を残すということです。許可することに何ら問題はないと考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受け

福田富美男推進委員
神山隆治農業委員

いたします。

(福田富美男推進委員挙手)

はい、福田委員。

駐車場は確保しないのですか。

貸店舗の西側の空いている所を駐車スペースにするということです。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

参考までに、わかれば教えていただきたいのですが、ここで何をやる予定なのですか。

神山隆治農業委員

借りる人は決まっているようで、車の部品の展示スペースを設け、インターネットで販売するという事です。それで大きな店舗は要らないということです。

福田絹江議長

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号8番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号8番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号9番について担当委員の報告を求めます。

(西巻光次推進委員挙手)

はい、西巻委員。

西巻光次推進委員

私は、議案第69号の9番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は日光市七里地内におきまして、売買により駐車場を目的として転用する案件です。申請地は七里交差点から西120メートルに位置します。案内図です。七里交差点から日光インターチェンジ方面へ250メートル進み左折して400メートル進んだ右手に申請地があります。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は北側及び東側が道路、南側及び西側が畑です。現地には譲渡人の叔父、譲受人である会社の資産管理協会の方が立ち会いました。申請地を宿泊施設の駐車場として利用する計画で7本の杭打ちがしてありました。申請地から30～40メートルくらい離れたところに宿泊施設があり、20室の客室に対して敷地内駐車場20台分確保しておりましたが、駐車区画が狭いため広げることとなりました。また、繁忙期は満室となることも多く敷地内の駐車可能台数が不足してしまうため今回の申請に至ったということです。申請地に14台分の駐車スペース等を設ける計画です。雨水は敷地内砂利敷とし、敷地内浸透処理します。畑に砂利が敷いてあったため始末書が添付されているということです。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について増淵委員より報告を願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増淵勝農業委員

申請地に砂利が敷いてあり、始末書が添付されています。部会では問題ないとの統一見解です。ご審議の程よろしく申し上げます。

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

福田絹江議長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号9番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号9番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号10番について事務局の説明を求めます。

(川村主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

議案第69号、5条申請10番についてご説明いたします。本申請は、10月に用途区分変更の決定を受けた案件です。用途区分の変更が済みましたので今回5条申請がありました。事務局で10月8日に現地の撮影をしてきましたので、後程ご説明いたします。貸し人、借り人、申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。申請地は日光市原宿地内、原宿交差点から南へ175メートルに位置した場所です。案内図です。原宿交差点から南へ180メートル進んだ左側に申請地があります。公図の説明です。申請地は2筆ありますが、登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側は父所有の田、西側は宅地、南側が道路、北側は青地と水路です。土地利用計画です。申請地を直売所と駐車場に利用する計画で杭打ちがしてありました。申請人は、所有者である父と食用米約2千アール、そば100アール等を生産している専業農家です。今般事業拡大のため、栽培した作物を直に販売したく計画しており、そのため申出地を父より借り受け、直売所及び駐車場として利用したく申し出るものです。建築面積28.98平方メートルの直売所と15台分の車両駐車スペースと駐輪場スペースを設ける計画です。雨水は場内砂利敷とし敷地内浸透処理します。給排水はございません。総事業費は父から融資を受けて賄い、父からの融資証明書及び金融機関の残高証明書が添付されています。以上です。

福田絹江議長

説明が終わりました。質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号10番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号10番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号11番について担当委員の報告を求めます。

(星野由起夫推進委員挙手)

はい、星野委員。

星野由起夫推進委員

私は、議案第69号の11番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は、日光市森友地内におきまして、売買による住宅敷地拡張を目的とした5条申請です。申請地は今市中学校から南260メートルに位置します。案内図です。七本桜交差点を東へ550メートル進み、交差点を左折して150メートル行った交差点を右折して200メートルのところに申請地があります。登記簿地目は山林、現況は田です。周囲の状況は北側が宅地への進入路、東側が市道、南側及び西側が宅地予定地です。土地利用計画図です。申請人は現在申請地に隣接する●●番の土地を自宅への進入路として利用していますが、市道と出入口が鋭角で交わっており、南側からの出入りが難しいため、今般申請地を譲り受け、出入りしやすくするために申請するものです。土地利用計画です。出入口を拡張し、宅地への進入路として現在利用している●●番と一体で利用する計画です。雨水は敷地内砂利敷とし、敷地内浸透処理します。給排水はありません。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について増

淵委員より報告を願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増淵勝農業委員

写真をご覧のとおり、自宅へ入りやすくするための申請で、部会ではなんら問題ないとの統一見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号11番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号11番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号12番について担当委員の報告を求めます。

(星野由起夫推進委員挙手)

はい、星野委員。

星野由起夫農業委員

私は、議案第69号の12番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は日光市森友地内におきまして、売買により一般住宅敷地を目的とした5条申請です。位置図及び案内図につきましては、11番の案件と同じですので省略させていただきます。登記簿地目は山林、現況は田です。周囲の状況は南側及び北側は宅地、東側が市道、西側は田です。土地利用計画図です。申請人は現在、日光市今市の借家に妻と子1人と暮らしていますが、手狭なため申請地に隣接する●●番の土地を譲り受け住宅を建築する予定ですが、車両駐車スペースを十分確保するため、今般申請地を譲り受け●●番の土地と一体で住宅敷地として利用したく申請するものです。現地には行政書士と譲受け人が立ち会いました。土地利用計画です。隣接地に一般住宅を建築し、申請地を含めた部分に車両駐車スペースを設け、宅地として利用する計画です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内砂利敷とし、敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について増淵委員より報告を願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増淵勝農業委員

駐車場に利用する計画で田を譲り受けるということですが部会では問題ないとの見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号12番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号12番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第10、議案第70号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とし、担当委員の報告を求めます。

(福田隆夫推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田隆夫推進委員

私は、議案第70号の1番を担当いたしました。本申請は相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願に関する案件です。被相続人、相続人及び納税猶予の特例を受ける農地等はそれぞれ願出のとおりです。願出地は日光市清原町交差点から西へ120メートルに位置した場所周辺と、同じく清原町交差点から西へ180メートルに位置した場所に願出地があります。案内図による説明です。清原町交差点から西へ100メートル進んだ左側付近及び同じく清原町交差点から西へ290メートル進んだ左側に願出地があります。願出地は15筆あり、現況は12筆が田、3筆が畑となっております。この証明は、相続税の納税猶予の特例を受けようとする相続人が相続に係る相続の申告期限（亡くなった日の翌日から10か月以内）までに農業経営を開始し、引き続き農業経営を行うと認められるという証明であります。今回の相続人については、父から相続した農地について農業経営を開始しており、引き続き適切に耕作していく予定です。今回現地調査で見えてきましたが、水稻収穫後の耕起、田の草刈り等がされており納税猶予適格者の証明をすることに何ら問題はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について増渚委員より報告を願います。

（増渚勝農業委員挙手）

はい、増渚委員。

増渚勝農業委員

写真を見ておわかりのとおり、農地の管理が適切にされておりました。証明することに問題ないとの部会での統一見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

（「なし。」との声あり）

それでは質疑を終結し、採決を行います。議案第70号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、議案第70号はこの原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第11、議案第71号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（鯉沼慶主査挙手）

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

議案第71号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は16ページとなります。今月の件数は1件で、面積合計は4筆で6千442平方メートルとなります。「譲渡し人」、「譲受け人」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は17から29ページとなります。件数は21件、面積合計は113筆で12万7千529.18平方メートルとなります。内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が10件、更新が11件となっております。「設定をする者（貸し人）」・「設定を受ける者（借り人）」の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ここで神山隆治会長職務代理者に議長を交代いたします。

（議長交代）

神山隆治職務代理者

始めに貸借権設定のうち、6番について、審議いたします。
農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定に基づき、4番、福田絹江委員の退席を求めます。

(福田絹江農業委員退席 午後3時58分)

ご質問ございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

貸借権設定のうち、6番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、貸借権設定のうち、6番については、原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江委員に着席を許可いたします。

(福田絹江農業委員着席 午後3時59分)

ここで議長を交代いたします。

(議長交代)

福田絹江議長

次に貸借権設定の6番以外の案件について審議いたします。ご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第71号の貸借権設定の6番以外の案件について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第71号の貸借権設定の6番以外の案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これをもちまして、令和4年11月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時00分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

7 番 委 員

8 番 委 員